

# 富里市中小企業等感染症対策協力金Q&A(10月18日時点)

## 1. 対象者について

### Q1-1 中小企業者とは何ですか？

A1-1 中小企業基本法第2条第1項に規定する下記の中小企業の範囲に該当する事業者を指します。

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①卸売業	1億円以下	100人以下
②サービス業	5,000万円以下	100人以下
③小売業	5,000万円以下	50人以下
④製造業、建設業、運輸業 その他の業種（①～③を除く）	3億円以下	300人以下

### Q1-2 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人(NPO)、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、組合等は対象になりますか？

A1-2 中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されていることから、中小企業基本法上の中小企業者に該当しないため、対象外となります。

### Q1-3 中小企業法の「会社」の定義は？

A1-3 会社法上の「会社」を指すものと解されています。また、士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められていることから、中小企業法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解しています。具体的には以下のとおりです。

会社法上の会社等	株式会社 合名会社 合資会社 合同会社 有限会社
士業法人	弁護士法に基づく弁護士法人 公認会計士法に基づく監査法人 税理士法に基づく税理士法人 行政書士法に基づく行政書士法人 司法書士法に基づく司法書士法人 弁護士法に基づく特許業務法人 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

Q1-4 どのような業種が交付対象ですか？

A1-4 以下の産業分類に該当する事業を営んでいる方です。

産業分類	
大分類D	建設業
大分類E	製造業
大分類F	電気・ガス・熱供給・水道業
大分類G	情報通信業
大分類H	運輸業・郵便業
大分類I	卸売業、小売業（60 その他の小売業のうち 603 医薬品・化粧品小売業の 6033 調剤薬局を除く。）
大分類J	金融業、保険業（62 銀行業、63 共同組織金融業、64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、65 金融商品取引業、商品先物取引業、66 補助的金融業等を除く。）
大分類K	不動産業、物品賃貸業
大分類L	学術研究、専門・技術サービス業
大分類M	宿泊業、飲食サービス業
大分類N	生活関連サービス業、娯楽業
大分類O	教育、学習支援業
大分類P	医療、福祉（83 医療業のうち 831 病院、832 一般診療所、833 歯科診療所、85 社会福祉保険・社会福祉・介護事業のうち 854 老人福祉・介護事業、855 障害者福祉事業を除く。）
大分類R	サービス業（他に分類されないもの）（93 政治・経済・文化団体、94 宗教を除く。）

※この表の規定にかかわらず、性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）を営む事業者については、交付対象者から除くものとする。

※上記の対象業種となっても新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「酒類提供の制限」「営業時間の短縮要請」のあった飲食店等及び千葉県飲食店感染防止対策認証事業による認証店（申請中を含む）を除きます。

Q1-5 個人事業主で事業所は富里市内ですが住民登録地は市外です。交付の対象となりますか？

A1-5 対象となります。この場合、令和2年分確定申告の際に提出した青色申告の決算書（一般用）または白色申告の収支内訳書（一般用）の事業所所在地が市内であり対象業種であれば対象となります。これらのものが用意できない場合は、市内に事業所があり、対象業種を営んでいることがわかるものを提出してください。

Q1-6 法人の登記上の本店所在地は市外だが、事業所は市内にあります。対象となりますか？

A1-6 対象となります。法人の場合、本店、支店又は事業所が市内であることが要件となります。この場合、対象業種を営んでおり、事業所の所在地が市内であることが確認できるものを提出してください。

Q1-7 複数の事業所があるが、複数申請することは可能ですか？

A1-7 複数の事業所がある場合であっても、申請は1法人、1個人事業主あたり1回のみとなります。

Q1-8 倉庫(資材置場、駐車場)、不動産業の賃貸物件等が市内にあるが、対象となりますか？

A1-8 事業所を有していることが要件となりますので、対象外となります。事業所とは、従業員と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていることを言います。

Q1-9 まだ事業を始めたばかりです。交付の対象となりますか？

A1-9 申請時(申請期間内に限る)に事業を開始しており、引き続き事業を継続する意思があれば対象となります。ただし、事業主名、事業所所在地、事業開始日、業種が確認できる書類を提出してください。  
(法人・・・法人登記事項証明書、法人設立届出書等、個人・・・開業届、許認可証、営業許可証等)  
これらのものが用意できない場合には、商工観光課までお問合せください。

Q1-10 最近富里市に転入してきたのですが、対象となりますか？

A1-10 申請時現在(申請期間内令和3年10月18日～令和4年2月28日)富里市に住民登録があり、対象業種を営んでいる方であれば対象となります。

Q1-11 フリーランスは対象となりますか？

A1-11 交付対象者に該当し、当協力金を事業活動における感染症感染拡大防止に要する費用とし、確定申告において、事業収入として計上していれば対象となります。  
その他、収入を雑所得、給与所得で確定申告している方は、業務委託契約等収入があることがわかる書類を提出してください。

Q1-12 個人事業主の大家で、不動産所得で確定申告をしています。交付の対象になりますか？

A1-12 不動産業は法人、個人問わず該当業種となりますが、交付対象者に該当し、当協力金を事業活動における感染症感染拡大防止に要する費用とする者であれば対象となります。

Q1-13 千葉県感染拡大防止対策協力金の対象となった飲食店等は、対象外とあるが具体的には何を指すのか？

A1-13 「千葉県感染拡大防止対策協力金事業(飲食店)」富里市については、(第2弾～)に該当する飲食店等を指します。(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「酒類提供の制限」「営業時間の短縮要請」のあった飲食店等)制度概要等詳しくは、以下のURLから確認してください。

《千葉県感染拡大防止対策協力金事業(飲食店等)》

URL:<https://chiba-kyouryokukin.com>

《千葉県感染拡大防止対策協力金事業(大規模施設・テナント等)》

URL:<https://chiba-daikido.com>

※今後、県協力金の対象期間の延長や要請内容が変更となる可能性があります、これらの場合も本協力金の支給対象外となります。

Q1-14 千葉県感染拡大防止対策協力金の対象となった飲食店等を対象外としたのはなぜですか？

A1-14 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「酒類の提供の制限」「営業時間の短縮要請」を受けた飲食店等につきましては、法令に基づき感染拡大の防止について要請されており、要請については、「酒類の提供の制限」「営業時間の短縮要請」だけではなく、感染防止対策の徹底も含まれ、この影響を緩和するため、千葉県では「千葉県感染拡大防止対策協力金」を交付しているため、協力金の支給の有無に関わらず対象外としました。

また、飲食店については、千葉県の「千葉県飲食店感染防止対策認証事業」により、設備の整備費用について補助金(上限30万円)、補助率10/10の補助制度があることから、この協力金の対象から除外しています。(機械工事の費用は、上限70万円、補助率3/4)

Q1-15 千葉県飲食店感染防止対策認証事業実施要綱に基づく認証の申請をしている者は対象外とあるが具体的には何を指すのか？

A1-15 制度概要等詳しくは、以下へお問合せください。

《千葉県飲食店感染防止対策認証制度について》

事務局電話番号:043-307-9003

受付時間:10時～16時(土日・祝日を除く)

## 2. 申請について

Q2-1 申請はいつからできますか？

A2-1 令和3年10月18日(月)から令和4年2月28日(月)までです。

Q2-2 個人事業主ですが、売上が少ないため、確定申告をしていません。どうしたらよいですか？

A2-2 開業届、許認可証、営業許可証、店舗の賃貸借契約書など事業主名、事業所所在地、事業開始日、業種が対象業種であることが確認できるものや事業を継続していることが確認できるものを提出してください。  
これらのものが用意できない場合には、商工観光課までお問合せください。

Q2-3 個人事業主ですが、今年から開業したため、確定申告書類がありません。どうしたらよいですか？

A2-3 上記Q2-2と同様

Q2-4 申請書はどこで配布していますか？

A2-4 市ホームページからダウンロードできます。また、市役所商工観光課、日吉台出張所、市商工会でも配布いたしますが、感染拡大防止の観点から、ダウンロードでの取得にご協力ください。

Q2-5 申請書はどこに提出すればいいですか？

A2-5 市役所商工観光課へ郵送で提出してください。感染拡大防止の観点から、郵送での提出にご協力ください。

### 3. 従業員数について

Q3-1 常時使用する従業員はどのようにカウントするのか。

A3-1 申請日時点で雇用保険に加入していて、1年以上継続して雇用している方、又は今後1年以上雇用を継続する予定である方を、常時使用する従業員とみなします。なお、複数の事業所を持つ法人は、各事業所の人数ではなく法人全体の従業員数でカウントします。

### 4. 交付について

Q4-1 協力金はいつから受け取れますか？

A4-1 書類到着後審査し、要件を満たせば、3週間～1ヵ月程度で順次振り込みを予定しています。

Q4-2 交付決定通知は入金前に送られてくるのか。

A4-2 交付決定と振り込み手続きを同時にすすめるため、入金日と前後する場合があります。

## 5. その他

Q5-1 当該協力金は課税の対象となりますか？

A5-1 詳しくは成田税務署へお問い合わせください。  
成田税務署電話番号:0476-28-5151